

# 甲州市中長期財政推計

平成 28 年度～平成 37 年度

平成 29 年 3 月

甲州市

## 甲州市中長期財政推計目次

I はじめに	1
II 作成の目的	1
III 推計期間及び会計単位	1
IV 本市の財政状況について	2
V 財政見通し	9
VI 歳入歳出の見通し	14
VII 市債残高の見通し	18
VIII 基金残高の見通し	19
IX 実質公債費比率及び将来負担比率の見通し	20
X 財政用語の解説	21

## I はじめに

本市では、期待されていた合併効果に加え、職員一丸となった行財政改革の取り組みなどにより、基金残高の増加、財政指標の改善と健全な財政運営に努めてまいりました。

現下の国経済は、経済対策の円滑かつ着実な実施により、雇用・所得環境が改善し、緩やかな回復基調が続いており、弱いながらも景気回復の波は地方まで行き渡り始めています。今後も海外経済で不安定な兆候も見られますが、デフレ脱却と経済の好循環をより確かなものとするため、また、一億総活躍社会の実現に向け様々な施策を実施することで、景気は緩やかに回復していくことが見込まれています。

本市においても、景気回復傾向が市税収入に反映されつつありますが、大幅な増加は期待できず、今後は、納税世代人口の減少による市税の落ち込みはもとより、市町村合併による財政面での恩恵が終わりを迎え、歳入の減少が見込まれることや少子高齢化に対する経費の増加等により引き続き財政が硬直化することが予想され、また、道路、橋りょう等のインフラや公共施設の更新時期を迎えていくなど、依然として厳しい財政運営を強いられる状況にあります。

このような状況の中においても、第1次甲州市総合計画「甲州市まちづくりプラン」の将来像に掲げた「豊かな自然 歴史と文化に彩られた果樹園交流のまち 甲州市」を目指し、6つの基本目標に沿って、計画事業の着実な推進を図りながら、市民ニーズに的確かつ迅速に対応していかなくてはなりません。

これらのことから、将来的に持続可能で市民満足度の高い市政推進のためには、中長期的な視点に立った行財政運営が必要であり、その基本資料として中長期財政推計を作成することとしました。

## II 作成の目的

- (1) 財政収支、基金残高及び市債残高がどのように推移していくかを推計し、中長期視点に立った計画的な行財政運営を進めるための基本資料とします。
- (2) 第1次甲州市総合計画実施計画に掲げている施策、事業等の財源的な裏づけを明らかにするとともに、計画の実効性を高めるものとします。
- (3) 財政状況の公表とともに中長期財政推計の公表を通じて、市民の皆様に行財政運営への理解を深めていただく一助とします。

## III 推計期間及び会計単位

### (1) 推計期間

推計期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とします。

### (2) 会計単位

会計単位は、一般会計とします。

#### IV 本市の財政状況について

本市の財政構造は、歳入のうち自主財源の基幹をなす市税の歳入総額に占める割合が、平成 27 年度決算では、前年度から 0.6 ポイント減少し、20.7%と依然として低い割合を示しています。市内には企業や事業所が少なく、第 1 次産業の構成比が 23.8%と高く、市税収入のほとんどを個人市民税と固定資産税に依存しています。

市税の平成 27 年度決算額は約 42 億 2,120 万円です。基幹税である市民税と固定資産税において、固定資産の地価下落による減・償却資産分の減などにより、前年度より約 900 万円減収となりました。これを税源移譲が行われた平成 19 年度決算と比較すると、8 年間で約 6 億 200 万円もの減収となり、平成 22 年度以降は税源移譲前の水準をも下回っています。日銀の地域経済報告によると、平成 29 年 1 月期は 10 月期から判断を引上げ、緩やかな回復が続いているとしており、市民税で、回復傾向が表れつつありますが、依然として不安定な社会経済情勢であることから、今後においても、地価の下落、納税世代人口の減少などによって、さらに減少することが懸念されます。

依存財源のうち高い割合を占める地方交付税の平成 27 年度決算額は約 57 億 1,617 万円で、前年度から約 3,176 万円、率にして 0.6%の減です。地方交付税のうち普通交付税のみを見ると、約 3,802 万円、率にして 0.8%の増となっていますが、臨時財政対策債発行可能額を加えた「実質的な普通交付税額」での比較では、約 851 万円の減となっています。普通交付税の平成 28 年度交付決定額は約 48 億 4,545 万円で、平成 27 年度との比較では約 3,909 万円の減です。臨時財政対策債発行可能額は約 5 億 4,521 万円と約 1 億 4,420 万円の減で、「実質的な普通交付税額」での比較では約 1 億 8,329 万円減りました。また、平成 28 年度から市町村合併による特例の財政措置である合併算定替の段階的な縮減が始まり、平成 32 年までに約 4 億 5 千万円が減少していくことが見込まれます。

歳出面では、義務的経費(人件費、扶助費、公債費)の平成 27 年度決算をみると、人件費は、職員構成が変わったことが影響し、約 25 億 939 万円と前年度から約 1,923 万円、率にして 0.8%の減となり、公債費についても、過疎対策事業債などの元利償還金の減により約 21 億 2,143 万円と前年度から約 1 億 3,162 万円、率にして 5.8%と大幅に減少しました。扶助費では、私立保育所運営費などの増加により、27 億 7,787 万円と、前年度から約 4,060 万円、率にして 1.5%の増となり、27 年度決算額でも人件費を上回っています。義務的経費については、前年度より減少しているものの、依然として歳出総額に占める経常的経費の割合は高く、独自の施策や臨時的経費に充てる財源に乏しい状況であり、厳しい財政状況であるといえます。

一方で、平成 20 年度以降、平成 25 年度までの 6 年連続で財政調整基金、減債基金を取り崩すことなく財政運営ができていました。この間、財政調整基金へ約 11 億 9,800 万円積み立てができており、現在高は 15 億 1,400 万円余となりました。しかし、平成 26 年度は雪害対策予算の再建分について事業を繰り越すこととなり、その繰越財源として一般財源を確保するため、財政調整基金を 5 億 9,800 万円取り崩し、積立が行えなかったことにより、現在高は 9 億 1,600 万円余となっています。

また、全職員が一丸となって行財政改革、財政健全化に取り組んだ結果、財政健全化判断比率や各種財政指標の推移等を見ると、本市の財政状況は、合併後、特に悪化していた平成18年度、平成19年度当時からは好転の方向にあるといえます。しかし、基金現在高は雪害対策により減少し、地方債残高も増加傾向にあり、将来に向けて負担を先送りしないよう、更なる財政健全化を推し進めていく必要があります。

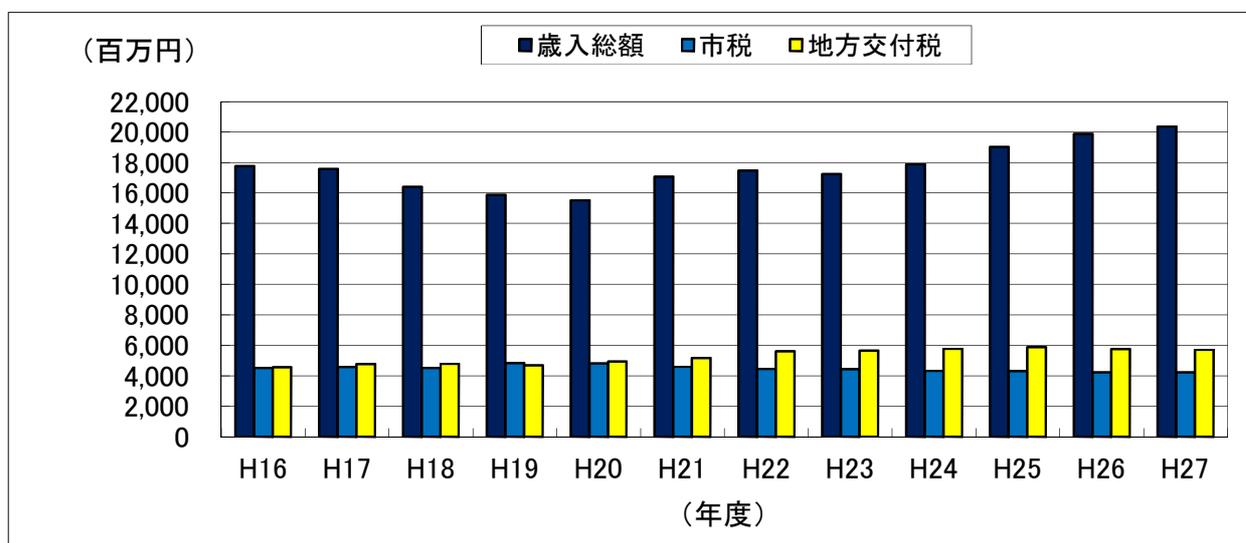
## (1) 歳入：市税収入、地方交付税の推移

### ① 市税

市内には企業や事業所が少なく、第1次産業の構成比が高いことから、市税収入のほとんどを個人市民税と固定資産税に依存しています。平成27年度決算における市税の徴収率は96.2%と平成26年度から1.2ポイント上昇しました。市税徴収率は比較的高い値で推移されており、景気の緩やかな回復が、市税収入に反映されつつあることから、市税の平成27年度決算額は約42億2,120万円で、前年度決算と比較しますと約900万円、0.2%の微減となりました。主な要因は、個人市民税が伸びたものの、地価の下落により、固定資産税が減少したことによります。

### ② 地方交付税

地方交付税の平成27年度決算額は約57億1,617万円で、前年度決算と比較し約3,176万円、0.6%の減となりました。特別交付税が約6,978万円減少したことによります。自主財源に乏しい本市は、行政運営にあたり地方交付税に依存するところが大きく、市税と並び、住民サービスに与える影響が非常に大きい歳入といえます。また、普通交付税については、市町村合併に伴う特例の財政措置として、合併後10年間(18年度～27年度)は、合併しなかった場合と同様に算定(合併算定替)した普通交付税額を下回らないよう保障されていました。その後の5年間(28年度～32年度)は段階的に縮減する激変緩和措置が適用され、平成28年度は、約5,000万円減少し、5年間の合計で約4億5,000万円減少することが見込まれます。



## (2) 歳出:投資的経費、繰出金の推移

### ① 投資的経費

投資的経費は、合併前の平成 16 年度で前年度比 46.6%と高い伸び率となりましたが、合併後の平成 18 年度以降は、公債費負担適正化計画を策定し、建設事業の抑制を図ったことから、平成 14 年度の 2 分の 1 程度の事業費で推移しています。

平成 21 年度は、国の経済対策による国庫補助事業の拡充や臨時交付金を活用した単独事業を実施したことから、一時的に前年度比 32.6%の高い伸び率を示しました。また、平成 25 年度は防災行政無線整備事業や中央公民館リニューアル事業などの大型事業があったため前年度比 43.1%の大幅な増となりました。

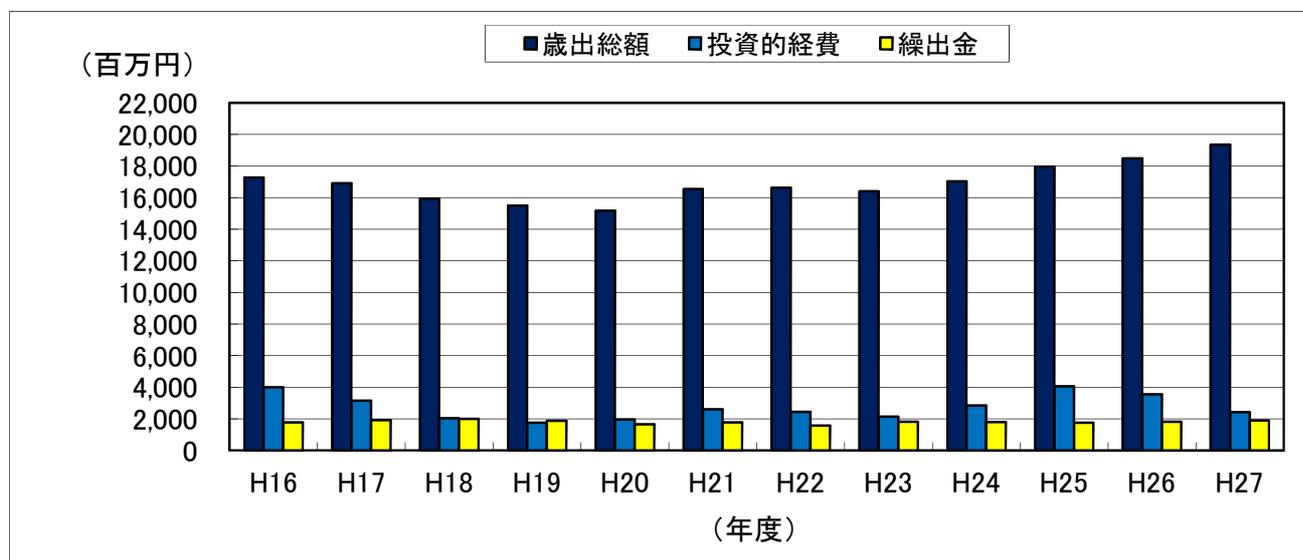
投資的経費は、平成 25 年度をピークに減少傾向にあり、平成 27 年度決算額は約 24 億 3,105 万円で、前年度決算と比較しますと約 11 億 896 万円、31.3%の減となりました。平成 26 年度普通建設事業費で行った、学校給食センター建設事業、小学校大規模改修事業、勝沼 B&G プール改修事業、保育所耐震補強改修事業などが終了し、単独事業費が約 10 億 6,212 万円減少したことが主な要因です。

### ② 繰出金

特別会計に対する一般会計からの繰出金は、合併以降、下水道事業特別会計繰出金や社会保障関連事業である介護保険事業特別会計繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金などが増加傾向にありましたが、平成 22 年度において特別会計の赤字補てん等を目的としたいわゆる基準外繰出金について調整を図ったことから、前年度比で約 11.3%の大幅な減となりました。

繰出金の平成 27 年度決算額は約 18 億 9,538 万円で、前年度決算と比較しますと約 6,858 万円、3.8%の増となっています。

平成 27 年度決算において前年度との比較で特に増減額の大きい特別会計をみると、国民健康保険特別会計が約 4,311 万円、介護保険特別会計が約 1,465 万円の増となりました。



### (3) 義務的経費(人件費、扶助費、公債費)の推移

人件費、扶助費、公債費の合計である義務的経費が、歳出総額に占める割合が低いほど財政構造の弾力性が確保されることとなります。

平成 27 年度における義務的経費の決算額は約 74 億 868 万円で、前年度決算と比較し約 1 億 1,024 万円、1.5%の減となりましたが、歳出総額の 38.3%を占めるなど、依然として高い水準にあります。

#### ① 人件費

義務的経費のうち人件費は、定員管理に基づく採用抑制などにより減少傾向にあります。

人件費の平成 27 年度決算額は約 25 億 939 万円で、前年度決算と比較し 1,923 万円の減となりました。退職手当負担金の増などの増要因はあったものの、退職者の増加に伴う職員構成が変わったことが影響し減少となりました。

#### ② 扶助費

義務的経費のうち扶助費は、少子高齢化に伴う医療や介護、福祉などの社会保障関係経費の増加などの要因によって毎年度累増し、特に平成 20 年度以降は急増しています。平成 22 年度決算では初めて公債費の決算額を上回り、平成 25 年度決算では人件費の決算額を上回る額となりました。

また、厳しい社会経済情勢を反映して増加する生活困窮者への生活保護扶助費の増などにより、今後も増加傾向が続くことが予想され、国、地方の財政を逼迫させている大きな要因となっています。

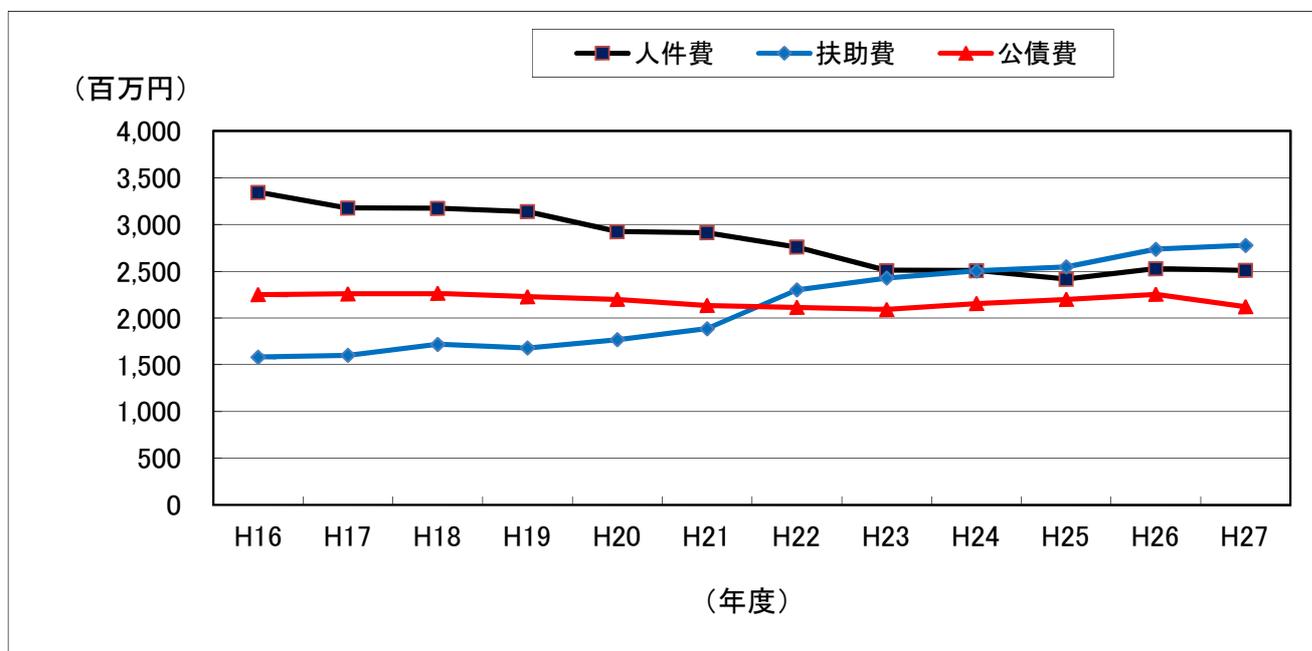
扶助費の平成 27 年度決算額は約 27 億 7,787 万円で、前年度決算と比較しますと約 4,060 円、1.5%の増となりました。特別要素の臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金が終了し、かつ生活保護扶助費は減少したものの、私立保育所運営費が約 1 億 28 万円増、障害者自立支援給付費が約 1,597 万円増加したことが主な要因です。

#### ③ 公債費

義務的経費のうち公債費は、バブル経済の崩壊後に行われた数次の景気対策による公共事業などによって、地方債の発行額が増加したことから、償還額は平成 13 年度にピークとなり、平成 14 年度以降ほぼ横ばいで推移していました。合併後の平成 17 年度決算から導入された新たな財政指標である実質公債費比率が一定基準の 18.0%を超えたことから、建設事業を縮減し市債借入の抑制を図ったこと、また、平成 19 年度から3年間実施した高利率地方債の繰上償還(公的資金補償金免除繰上償還)により、平成 19 年度以降は減少傾向にありました。

しかし、地方交付税の振替措置で借り入れる臨時財政対策債が著しく増加しているため、この償還に要する費用の増や、合併特例債の償還が本格化することなどの要因によって、平成 23 年度以降増加傾向となり、平成 33 年度にピークとなることが予想されます。

公債費の平成 27 年度決算額は約 21 億 2,143 万円で、前年度決算と比較しますと約 1 億 3,161 万円、5.8%の減となりました。合併特例債の元金償還金が増加したものの、過疎対策事業債、地方道路等整備事業債が減となったことが主な要因です。



#### (4) 市債発行額と市債現在高の推移

##### ① 市債

市債の発行額は、平成 14 年度以前から抑制傾向にありましたが、合併前の平成 16 年度で一時的に増額となっています。

平成 17 年度決算から地方債の借入抑制を図る新たな財政指標として実質公債費比率が導入され、本市は算定初年度において 20.1%と一定基準の 18.0%を超える高い比率を示しました。この結果、公債費負担適正化計画を策定し、建設事業の縮減と市債借入の抑制を図ることとなりました。その後、平成 19 年度決算からは算定方法が見直されたこともあって、20 年度決算において実質公債比率は 17.8%となり、一定基準以下の比率となりました。

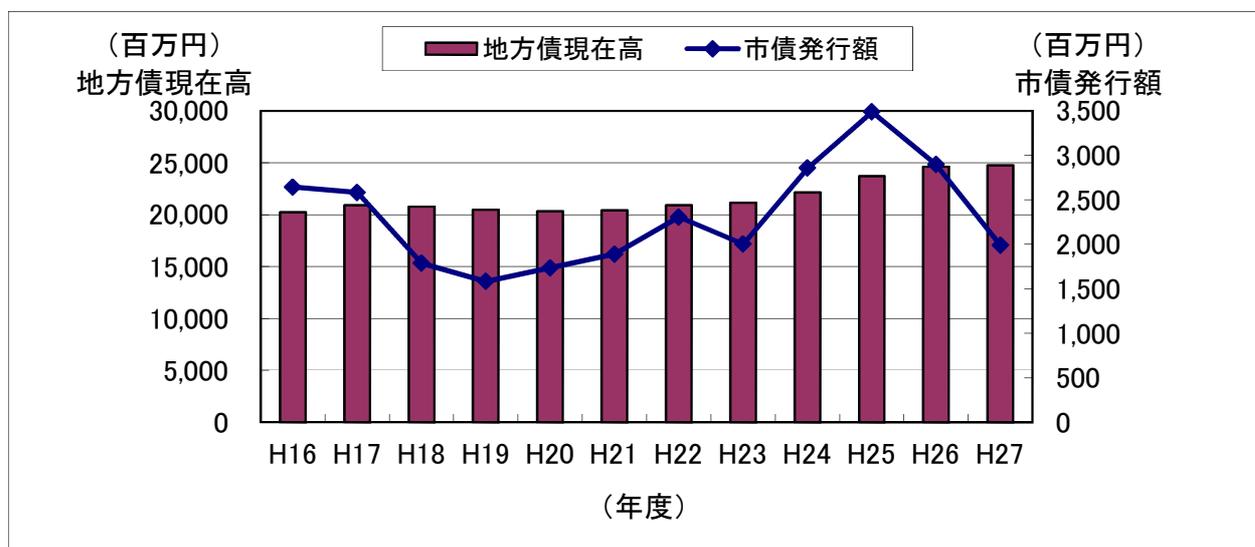
平成 27 年度中における一般会計債の借入額は、19 億 8,790 万円で、そのうち、6 億 8,930 万円が普通交付税の振替措置で借り入れる臨時財政対策債です。また、4,380 万円が過疎対策事業債ソフト事業充当財源分であり、投資的経費の財源として借り入れた建設事業債は、合併特例事業債など 12 億 5,480 万円です。

##### ② 市債現在高

市債現在高は、平成 17 年度までは普通建設事業の財源として借り入れた建設事業債や、国の施策により普通交付税の振替措置で借り入れた臨時財政対策債などの増加により、元金償還額を上回る市債の借り入れが続いたことから累増していました。

その後は、平成 18 年度に策定した公債費負担適正化計画と、平成 19 年度に策定した公的資金補償金免除繰上償還による財政健全化計画に基づき、建設事業債の借入抑制に努めてきたことから減少傾向にありましたが、平成 21 年度以降、臨時財政対策債発行額が急増していることから、近年は、年々増加しています。

平成 27 年度末における一般会計の市債現在高は、学校給食センター建設事業などの大型の建設事業が終了したことにより新規発行額は減少したものの、新規発行額が既発行債の償還額を上回ったため、約 247 億 3,822 万円となり、平成 26 年度末から約 1 億 1,349 万円増加し、合併前の 3 市町村の合算を含めた最高額となりましたが、平成 28 年度をピークに今後は、徐々に減少する見込みです。

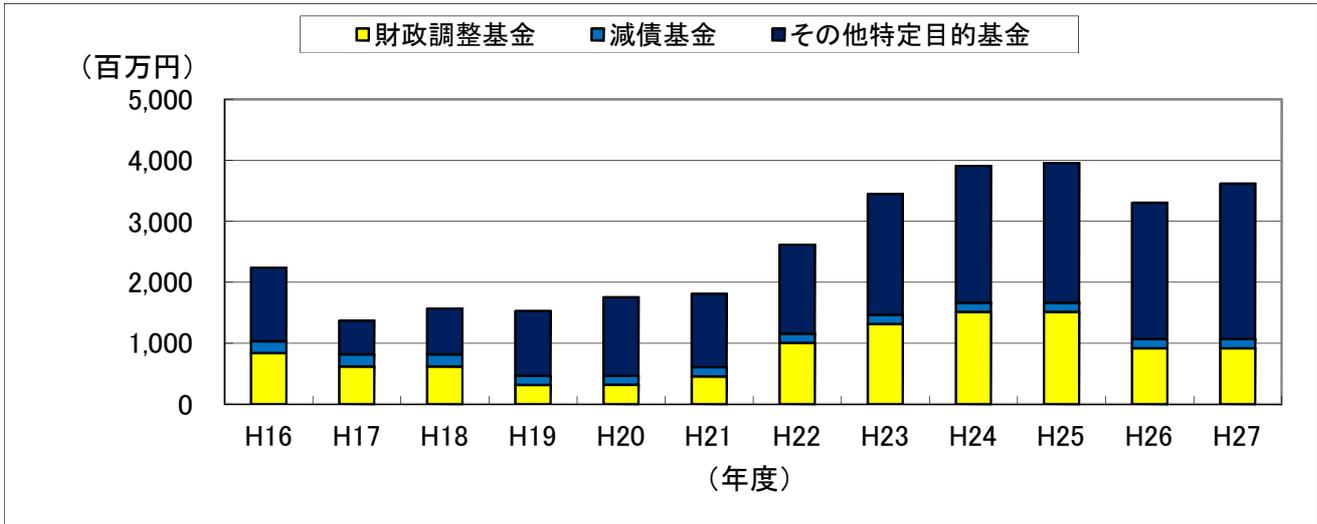


#### (5) 基金現在高の推移

財政調整基金、減債基金、その他特定目的基金による基金現在高は、市税や地方交付税などの減少による財源不足の調整のための取り崩しや、建設事業の財源補てんのための取り崩しにより、平成 17 年度まで毎年度減少し、平成 17 年度末現在高は、平成 14 年度末現在高の3分の1程度の約 13 億 7,000 万円と激減していました。

平成 20 年度以降、平成 25 年度までの 6 年連続で財政調整基金の取り崩しによる財源補てんを行わず、更に、平成 21 年度から平成 24 年度の 4 年間で約 11 億 9,800 万円の積み立てを行ったことから、財政調整基金、減債基金の現在高は増加傾向にありましたが、平成 25 年度は雪害対策予算編成のため、積み立てが行えず、また、平成 26 年度は雪害対策予算の再建分が繰越明許費となったことから、一般財源を確保するための取り崩しを行いました。

平成 27 年度末の財政調整基金の現在高は約 9 億 1,600 万円、減債基金の現在高は約 1 億 5,100 万円で、ともに平成 26 年度末からは利子分のみが微増しています。その他特定目的基金の合計による現在高は約 25 億 5,300 万円で、平成 26 年度末から約 3 億 1,800 万円増加しています。その他特定目的基金の主な増要因は、ふるさと支援基金が約 3 億 4,300 万円増加したことによります。



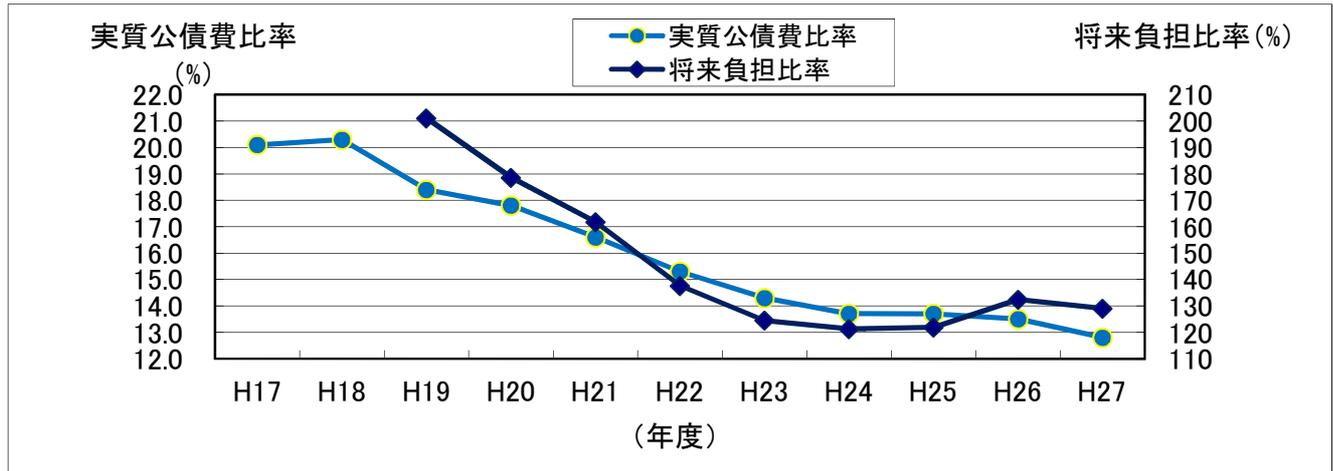
(6) 実質公債費比率、将来負担比率の推移

①実質公債費比率

本市では平成 17 年度決算で 20.1%と一定基準の 18.0%を超えたことから公債費負担適正化計画を策定し、公債費負担の軽減に努めてきました。平成 27 年度決算の比率は、前年度から 0.7 ポイント減の 12.8%となりましたが、まだまだ高い比率といえます。

②将来負担比率

本市では算定初年度の平成 19 年度決算において 201.1%と比較的高い値を示しましたが、集中改革プランに基づく職員数の削減や公債費負担適正化計画に基づく地方債残高の縮減、財政健全化計画に基づく特別会計繰出金の抑制、充当可能基金残高の増加など、財政健全化に向けた各種取り組みを強力に推し進めたことによって、比率は毎年度減少していました。しかし、平成 26 年度決算では雪害対策等に一般財源を充当しなければならないため、財政調整基金を取り崩したことが大きく影響し、前年度に比べて 10.4 ポイント増の 132.4%となりました。平成 27 年度では、一般会計の地方債現在高は増加したものの、充当可能基金が増加したこと、合併特例債などの借入れにより公債費に係る普通交付税参入額が増加したことなどにより、前年度に比べて 3.4 ポイント減の 129.0%となりました。



## V 財政見通し(平成 28 年度～平成 37 年度)

### (1) 試算の前提条件

- ① 推計ベースは、平成 28 年度決算見込額とします。
- ② 行財政制度は、現行制度に変更がないものとします。ただし、「社会保障・税一体改革」により、消費税率(国・地方)が平成 31 年 10 月 1 日から 10%へ引き上げられることを見込み推計します。
- ③ 経済指標は、国の中長期の経済財政に関する試算において、実質 GDP 成長率を 2%としていますが、本市の推計においては、現下の経済情勢等の不確実性を勘案し、伸び率 0%とします。
- ④ 人口推計については、現在作成中の「甲州市公共施設等総合管理計画」を基準に推計しています。

### (2) 歳入

#### 【個人市民税】

平成 28 年度決算見込額に納税世代人口の減少を反映させ推計しています。

反映方法は、人口推計に平成 28 年度市県民税納税義務者の平成 28 年 4 月 1 日時点の年齢別比率を乗じています。

#### 【法人市民税、軽自動車税、タバコ税及び入湯税】

平成 28 年度決算見込額と同額で推計しています。

#### 【都市計画税】

都市計画区域の見直しに伴い平成 28 年度から 2 年間休止とし、平成 30 年度以降については、見直し後の税額を 93,288 千円と見込み同額で推計しています。

#### 【固定資産税】

平成 28 年度決算見込額に葛野川ダム減価償却に伴う減収分(4.22%減で推移)及び 3 年に 1 度の評価替えを反映させ推計しています。(過去の状況等を鑑み土地は 4%減少、建物は 10 年間で 7%減少、評価替え基準年以降 3%増加にて推移)。

#### 【地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、ゴルフ場利用税交付金及び自動車取得税交付金】

平成 28 年度決算見込額と同額で推計しています。

#### 【地方消費税交付金】

平成 28 年度交付税台帳を参考に平成 28 年度決算見込額と同額で推計しています。なお、消費税率 10%への引上げに関しては、引上げによる交付額を 170,000 千円と見込み、平成 31 年度以降計上しています。

#### 【地方特例交付金】

平成 28 年度決算見込額と同額で推計しています。

#### 【交通安全交付金】

平成 23 年度～平成 27 年度収入平均額で推計しています。

#### 【株式等譲渡所得割交付金】

平成 28 年度決算見込額と同額で推計しています。

#### 【普通交付税】

平成 28 年度の交付額を基準に、平成 29 年度以降は基準財政収入額に地方税(目的税を除く 75%)の減少分を反映させ、基準財政需要額に平成 28 年以前及び以降の公債費算入額の推移を反映させます。

一本算定への移行については、平成 28 年度算定を基準に支所加算等を加味し、一本算定、合併算定替の差額を 450,000 千円とし、平成 28 年度から平成 32 年度まで段階的に減額します。

#### 【特別交付税】

特別交付税は、平成 27 年度交付額で推計しています。雪害に関する交付額については、事業繰越分を反映し平成 28 年度に計上します。

#### 【国・県支出金】

投資的経費に係る補助金等は、第 1 次甲州市総合計画実施計画及び平成 28 年度当初予算に基づき積算しました。

経常的負担金及び補助金のうち、扶助費に係るものについては、乳幼児、児童、生徒、高齢者、後期高齢者の将来人口の推移を反映させました。

平成 28 年度～平成 32 年度までの間、地方創生事業実施に伴う交付金を計上しました。選挙費及び指定統計調査費は執行年度に計上しました。

その他の事業分は平成 28 年度決算見込額から平成 28 年度特殊要素(臨時給付金関係等)を除いた額で推計しています。

#### 【負担金・分担金】

過去の収入実績を基準に特殊要素等を調整し推計しています。なお、老人保護費負担金、保育所保護者負担金は将来人口を反映させます。

#### 【使用料・手数料】

施設利用者等は一定と仮定し、平成 23 年度から平成 27 年度の収入平均を基準に推計しています。なお、児童クラブ使用料は将来人口を反映させます。

また、甲府・峡東クリーンセンター移行に伴い組合収入となるごみ処理手数料については、平成 29 年度以降ゼロで推計しています。

#### 【繰入金】

財政調整基金からの繰入金は、形式収支の状況で繰入れを行うものとして推計しています。

減債基金は、繰入れしないものとします。

公共施設整備基金からの繰入金は、形式収支の状況で繰入れを行うものとして推計しています。

社会福祉基金については、利子運用益を繰入れるものとして推計しています。

合併振興基金の利子運用益については、毎年度発生分を繰入れ、元金償還分についても、ルールに則り繰入れるものとして推計しています。

ふるさと支援基金は、前年度積立額を繰入れるものとして推計しています。

#### 【繰越金】

毎年度繰越事業は発生しないことを前提に、前年度決算見込の形式収支により推計しています。

#### 【市債】

事業債等については、第 1 次甲州市総合計画実施計画及び平成 28 年度当初予算に基づき積算しました。

合併特例債については、借り入れ限度額の範囲で組入れました。

臨時財政対策債は、平成 28 年度決定額をもとに推計しています。一本算定への移行については、平成 28 年度算定を基準に支所加算等を加味し一本算定、合併算定替の差額を 45,000 千円とし減額します。

#### 【財産収入、寄附金、諸収入】

過去の収入実績を基準に特殊要素等を調整し推計しています。

ふるさと納税寄附金は、平成 28 年度を 500,000 千円、平成 29 年度以降 400,000 千円と見込みました。

### (3)歳 出

#### 【人件費】

職員、特別職の給与、手当、共済費については、平成 28 年度決算見込額に第 3 次行政改革大綱推進プログラムで示された指定管理者制度等の計画実施による、新入職員の採用抑制を反映し推計しています。

臨時職員共済費については、計画されている指定管理者制度移行、学校給食センターへの統合による減額を反映させ推計しています。

退職手当分は、退職手当組合負担金での支払いであることから、毎年度同額としました。なお、特別負担金については、過去の実績を基に定年退職者分を反映し推計しています。

#### 【扶助費】

扶助費については、平成 28 年度決算見込額から、自然増を毎年度 0.8%と見込み、また、乳幼児、児童、生徒、高齢者、後期高齢者の将来人口を反映させ推計しています。

#### 【公債費】

発行債の償還期間等は、合併特例債等の縁故債は利率 0.85%で 3 年据置 20 年償還、過疎対策事業債は利率 1.0%で 3 年据置 12 年償還、臨時財政対策債は利率 1.0%で 3 年据置 20 年償還、県振興資金は利率 0.5%で据置なし 10 年償還で積算しています。

一時借入金利子は、毎年度 500 千円を見込みました。

既発行債の償還金は、償還表の集計により計上しています。

#### 【物件費】

平成 29 年度以降は、平成 28 年度決算見込額から、平成 28 年度の特種要素を除き、計画されている甲府・峡東クリーンセンターへの移行、学校給食センターへの統合、第 3 次行政改革大綱推進プログラムで示された指定管理者制度等の計画実施による臨時職員削減等による増減額を反映させ推計しています。

平成 29 年度及び平成 35 年度は職員用 PC リース料の再リースを反映させ、172,252 千円減額しています。

平成 29 年度～平成 32 年度まで地域創生事業の物件費にかかる経費を計上しています。

選挙費及び指定統計調査費については、執行年度に計上しています。

#### 【維持補修費】

今後の小規模修繕が増加傾向にあると見込まれるため、10 年後に平成 28 決算見込比約 10%増(影響額 6,000 千円)とし推計しています。

### 【補助費】

平成 29 年度以降は、平成 28 年度決算見込額から、平成 28 年度の特種要素を除き、計画されている甲府・峡東クリーンセンターへの移行、学校給食センターへの統合、第 3 次行政改革大綱推進プログラムで示された市単独補助金の削減を反映させ推計しています。

ふるさと納税寄附者に対する返礼品費用については、寄附金額の 40%を見込み計上しています。

平成 29 年度～平成 32 年度まで地域創生事業の補助費にかかる経費を計上しています。後期高齢者医療広域連合負担金については、自然増を 0.8%加算と見込み、高齢者人口を反映させ推計しています。

### 【積立金】

財政調整基金積立金は、平成 29 年度以降利子分を計上し、また、形式収支の状況により積立を行なうものとします。

公共施設整備基金積立金は、平成 29 年度以降利子分を計上し、また、形式収支の状況により積立を行なうものとします。

合併振興基金積立金は、利子分を含めて、平成 32 年度まで積立計画により順次積立を行うものとします。

ふるさと支援基金は、利子を含め平成 28 年度 371,359 千円、平成 29 年度以降 240,303 千円積立を行うものとします。

その他の基金の積立金は、利子分を毎年度計上しています。

### 【繰出金】

下水道会計への繰出金は、平成 28 年度決算見込額に現借入及び事業実施計画等による将来借入の償還、平成 29 年度から予定されている料金の見直し、区域人口の増減を反映させ推計しています。

簡易水道会計への繰出金は、平成 28 年度決算額に現借入及び事業実施計画等による将来借入の償還、事業完了に伴う使用料の増、浄水場建設に伴う分水料の減、区域人口の増減を反映させ推計しています。

介護保険特別会計への繰出金は、平成 28 年度決算見込額に自然増を 0.8%と見込み、高齢者人口の推移を反映させし推計しています。

後期高齢者医療特別会計への繰出金は、高齢者人口の推移を反映させ推計しています。

### 【投資的経費】

普通建設事業費は、第 1 次甲州市総合計画実施計画及び平成 28 年度当初予算に基づき推計しています。

平成 28 年度以降災害は発生しないこととします。

## Ⅵ 歳入歳出の見通し

【歳入】

(単位：百万円)

	平成27年度 決算額	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
市税	4,221	4,004	3,969	3,942	3,903	3,872	3,776	3,748	3,722	3,606	3,580
地方譲与税	123	122	122	122	122	122	122	122	122	122	122
利子割交付金	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
配当割交付金	18	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25
株式等譲渡所得割交付金	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
地方消費税交付金	618	579	579	579	636	756	756	756	756	756	756
ゴルフ場利用税交付金	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
自動車取得税交付金	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27
地方特例交付金	10	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
地方交付税	5,716	5,902	5,558	5,596	5,554	5,515	5,481	5,413	5,349	5,318	5,258
交通安全対策特別交付金	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
分担金及び負担金	515	336	326	316	305	297	292	286	282	277	273
使用料及び手数料	239	243	201	199	197	194	193	191	189	188	186
国庫支出金	2,054	1,883	1,660	1,588	1,608	1,528	1,500	1,514	1,474	1,525	1,497
都道府県支出金	2,134	987	987	979	988	969	961	989	991	989	1,001
財産収入	11	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
寄附金	814	501	401	401	401	401	401	401	401	401	401
繰入金	225	610	511	345	345	345	595	602	353	497	534
繰越金	1,371	1,015	1,177	1,172	817	505	232	86	52	28	7
諸収入	241	232	216	212	207	211	216	213	217	212	216
市債	2,161	2,069	1,765	1,730	1,594	1,516	1,357	1,197	1,284	1,217	1,253
歳入合計 (A)	20,542	18,602	17,591	17,300	16,796	16,350	16,001	15,637	15,311	15,255	15,203

【歳出】

(単位：百万円)

	平成27年度 決算額	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
人件費	2,531	2,459	2,577	2,506	2,516	2,450	2,512	2,529	2,479	2,504	2,532
物件費	3,018	3,014	2,645	2,767	2,743	2,718	2,694	2,700	2,500	2,664	2,673
維持補修費	71	60	61	61	62	63	63	63	64	65	65
扶助費	2,778	2,872	2,730	2,714	2,695	2,687	2,683	2,685	2,691	2,698	2,706
補助費等	3,866	2,068	1,913	1,887	1,942	1,986	1,968	1,918	1,914	1,915	1,922
普通建設事業費	2,410	2,429	1,972	1,948	1,730	1,462	1,374	1,143	1,244	1,137	1,167
災害復旧事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公債費	2,295	2,175	2,210	2,322	2,392	2,455	2,529	2,469	2,329	2,216	2,106
出資金・貸付金	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120
積立金	543	374	343	343	343	431	243	243	243	243	243
繰出金	1,895	1,854	1,848	1,815	1,748	1,746	1,729	1,715	1,699	1,686	1,661
歳出合計 (B)	19,527	17,425	16,419	16,483	16,291	16,118	15,915	15,585	15,283	15,248	15,195

(A)－(B)	1,015	1,177	1,172	817	505	232	86	52	28	7	8
---------	-------	-------	-------	-----	-----	-----	----	----	----	---	---

## (1) 歳入の見通し

歳入の根幹となる市税は、納税人口減少に伴う個人市民税の減少と地価下落及び大型資産の償却に伴う固定資産税の減少は避けられないものとみています。また、目的税のうち都市計画税については、都市計画区域の見直しに伴い大幅に減少するものとみています。

普通交付税は、合併算定替えが終了し、平成 28 年度より一本算定へ段階的に切替っていくため徐々に減少し、平成 33 年度以降では合併算定替の交付額と比較して約 4 億 5 千万円減少する見込ですが、市税(目的税以外)減収分の交付税算入や合併特例債など公債費の交付税算入額増などの増加要因により、減少幅は縮減されるものとみています。

地方消費税交付金は、消費税率の引上げを想定していますので、平成 31 年度以降大幅に増加するとみています。

国・県支出金は、子ども・子育て支援新制度などの増要因もありますが、建設事業減少に伴う補助金の減、人口減少に伴う扶助費に係る負担金・補助金の減が影響し、減少傾向にあるとみています。

市債は、交付税算入が高く非常に有利とされている合併特例債の事業分が借入限度額を迎え、平成 30 年度以降は、他の地方債で対応せざるを得ない状況であり、そのなかでも、過疎対策事業債や公共事業等債などの交付税算入率の高い起債を中心に借入れを予定しています。投資的経費に連動して発行されるため、借入額は減少するとみています。

分担金・負担金は、平成 28 年度に救護施設の指定管理者制度移行により減少し、平成 29 年度以降は、人口減少に伴い徐々に減っていくものとみています。

使用料・手数料は、人口減少に伴い徐々に減っていくものとみています。

寄附金は、平成 26 年度に飛躍的に増加したふるさと納税寄附金が 4 億円で推移するとみています。

繰入金は、平成 28 年度以降ふるさと支援基金の前年度積立て分及び合併振興基金ルール分の繰入がほぼ横ばいで推移しますが、形式収支の状況により、平成 33 年度以降、財政調整基金及び公共施設整備基金から合わせて 8 億 5 千万円の繰り入れが必要となるとみています。

## (2) 歳出の見通し

人件費は、第 3 次行政改革大綱推進プログラムで示された指定管理者制度等の計画実施による、新入職員の採用抑制や職員構成が変わることなどの減要因と、退職手当負担金や選挙執行による手当の増など臨時的増要因が相殺され、概ね一定で推移するとみています。

扶助費については、子ども・子育て支援新制度などの増加要因もありますが、平成 29 年度以降、人口減少が影響し徐々に減少していくとみています。

公債費は、償還のピークを平成 33 年度とみており、それ以降は減少していくとみています。

投資的経費は、第 1 次甲州市総合計画実施計画及び平成 28 年度当初予算に基づき積算し、今後においては、道路橋りょう等インフラを含めた公共施設等の整備に関しては、長寿命化な

どの老朽化対策を優先し、「整備から維持へ」の転換を推進していくことで、大幅に減少していくとみています。

物件費は、地方創生事業に係る経費や施設の指定管理者制度に移行する経費などによる増要因もありますが、平成 29 年度以降、甲府・峡東クリーンセンター移行に伴い減少していくとみています。

補助費は、甲府・峡東クリーンセンター開業に伴い建設費負担金が無くなることで、一時的に減少しますが、当該施設建設に係る公債費分の負担金の増や高齢者人口の増加に伴う後期高齢者広域連合負担金の増が影響し、平成 33 年度まで増加し、その後は人口減少などにより減少していくとみています。

繰出金は、高齢者人口の増加に伴う介護保険事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計への繰出金は増加し、また、簡易水道事業特別会計についても、施設整備に伴う公債費分の増加など増要因もありますが、下水道事業特別会計の料金改定及び公債費の減少の影響により全体では、減少していくとみています。

積立金は、ふるさと支援基金は、当該年度のふるさと納税寄附金額を積立て、合併振興基金についても借入計画による積立てを見込んでいます。

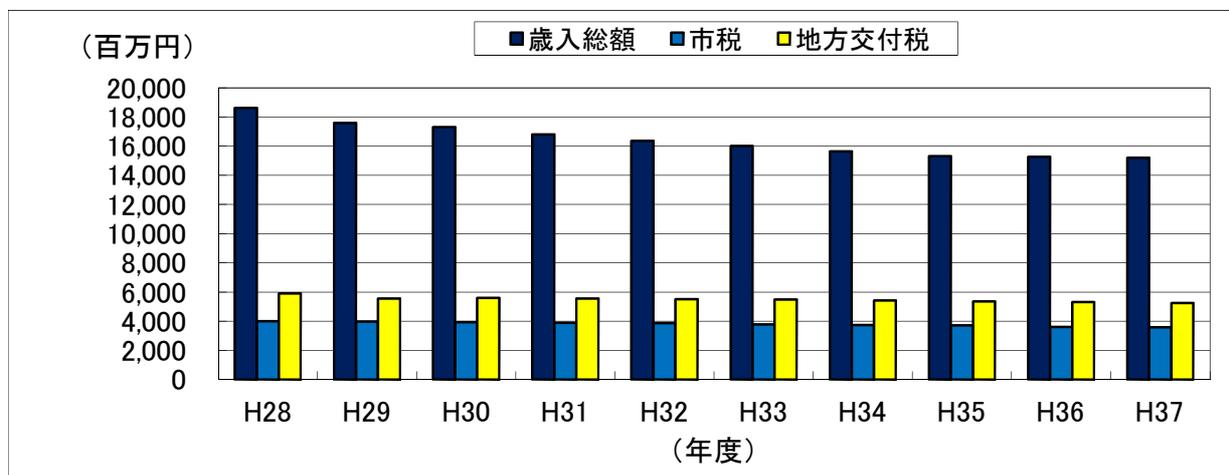
### (3)収支見込

今回の推計では、長期的にみると、歳入で、ふるさと納税制度の推進による新たな収入や消費税率の引上げに伴う交付金の増額を見込んでいるものの、納税人口の減少や地価下落等が大きく影響し、市税は減少傾向にあります。また、市町村合併から 10 年を経過する中で、合併による財政面での恩恵が終わりを迎え、普通交付税の合併特例の縮小などが影響し、歳入が大幅に減少することにより、歳出において第 3 次行政改革大綱推進プログラムを反映させていますが、平成 33 年度以降財政調整基金及び公共施設整備基金からの繰入を行わなければ黒字が維持できない結果となりました。

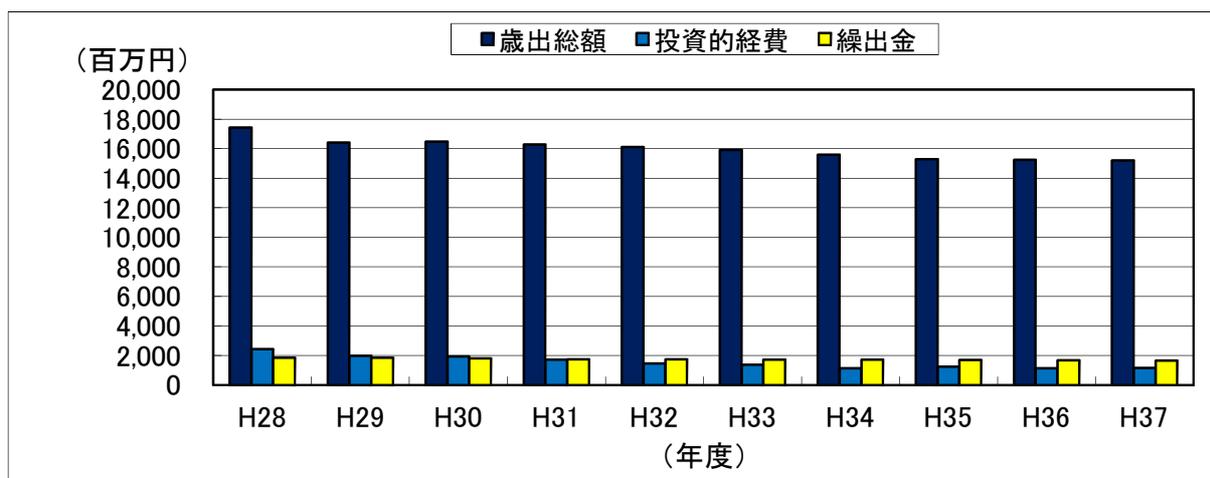
この結果を踏まえ、「財源の縮小に見合った事業の取捨選択」「事業の優先順位の徹底」「量より質への転換」など『身の丈』に合った財政規模として行くことが急務であり、平成 29 年度予算編成方針において甲州市本来の財政規模に向けた取り組みとして、事業費充当一般財源の一律 5%削減を基本とする方針を掲げ、財政のさらなる健全化の推進を図りました。特に、公共施設等の整備に関しては、長寿命化などの老朽化対策を優先し、「整備から維持へ」の転換を推進し予算編成を行ったところでもあります。今後は、持続可能な財政構造の構築に向け、これまで行ってきた行財政改革の努力を決して緩めることなく、更なる行財政改革の推進、事業計画、歳出構造の見直しなどを進めていく必要があります。

(4) 推計資料

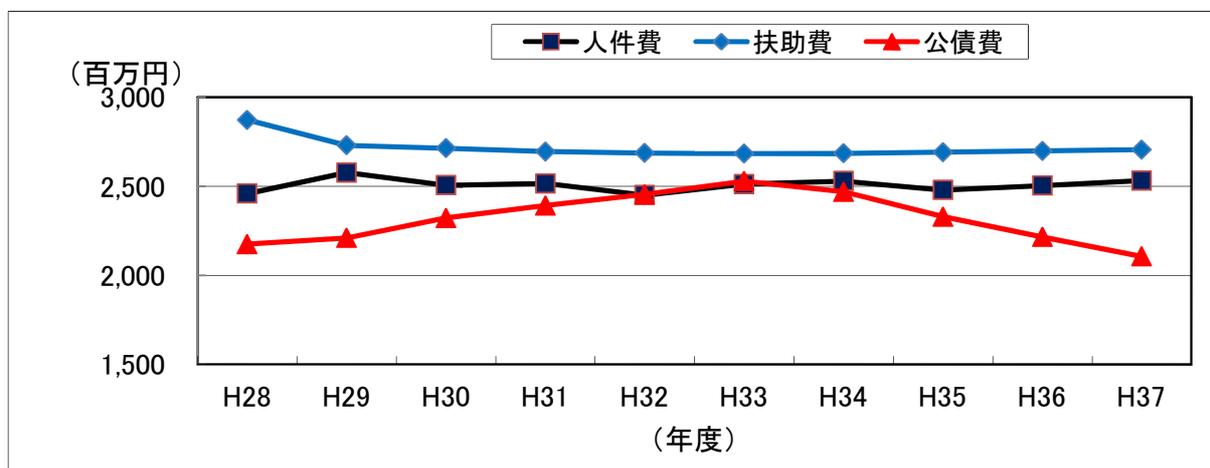
① 歳入総額、市税、地方交付税の推移



② 歳出総額、投資的経費、繰出金の推移



③ 義務的経費(人件費、扶助費、公債費)の推移

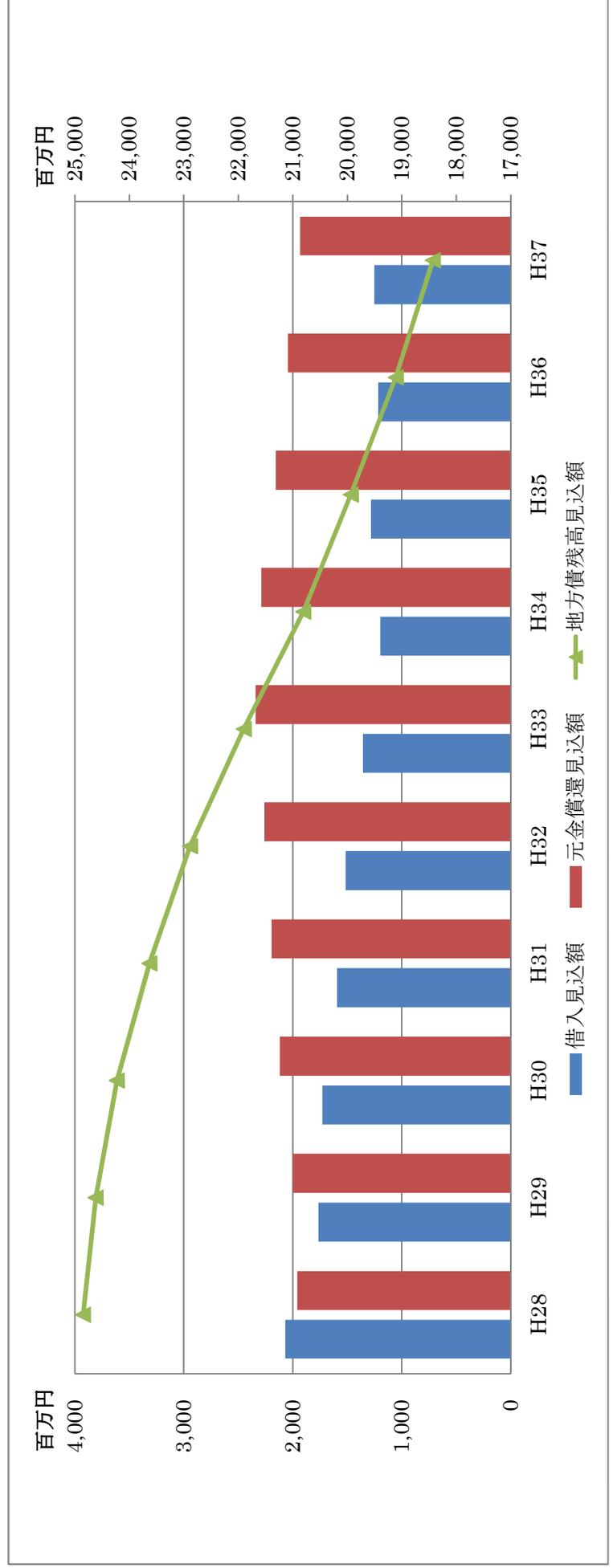


## Ⅶ 市債残高の見直し

市債残高については、公共施設等の整備に関し、長寿命化などの老朽化対策を優先し、「整備から維持へ」の転換を推進していくことで、平成28年度をピークに徐々に徐々に減少していくと見込んでいます。また、公債費については、平成33年度が償還のピークとなるため、そのことを念頭に財政運営を行なう必要があります。

(単位:百万円)

	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度
市債発行見込額	2,069	1,765	1,730	1,594	1,516	1,357	1,197	1,284	1,217	1,253
元金償還見込額	1,958	1,999	2,117	2,194	2,261	2,341	2,290	2,155	2,044	1,934
地方債残高見込額	24,849	24,615	24,228	23,628	22,883	21,899	20,806	19,935	19,108	18,427

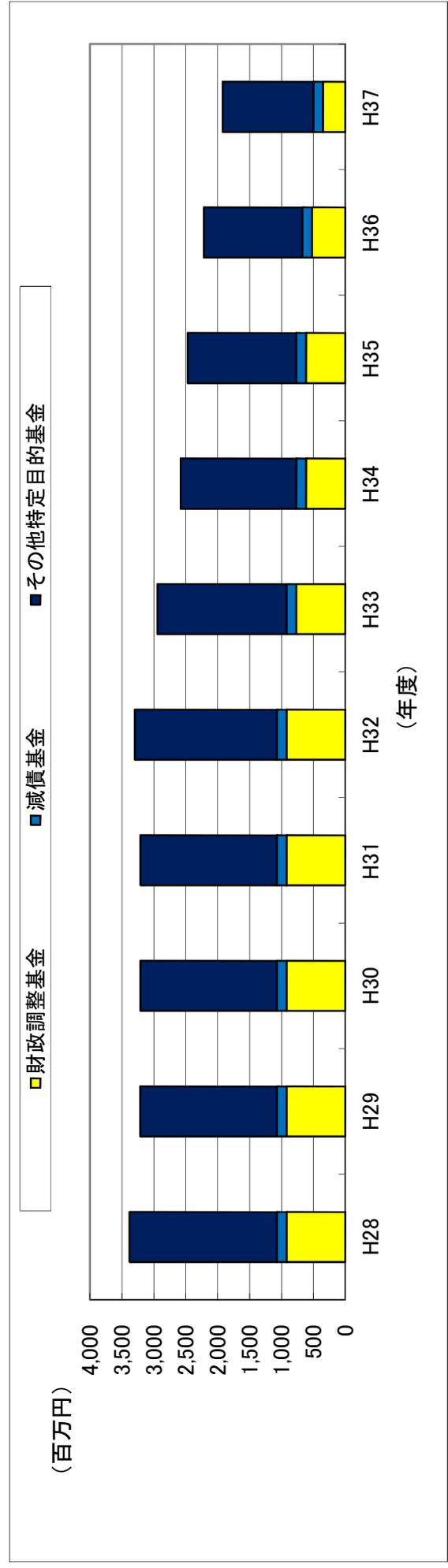


### Ⅷ 基金残高の見通し

財政調整基金及び公共施設整備基金については、市税収入の減など歳入減の影響で平成33年度以降、大幅な残高減少が見込まれます。また、合併振興基金についても、平成29年から平成30年まで積立計画により順次積立を行うものの、ルール分の繰入れを行なうことから、平成32年度以降減少していくことが見込まれます。この推計結果を踏まえ、今後、基金からの繰入れをせずに財政運営が行えるよう更なる行財政改革の推進、事業計画、歳出構造の見直しなどを進めていく必要があります。

(単位:百万円)

	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度
財政調整基金	917	917	917	917	918	768	618	618	519	349
減債基金	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151
その他特定の基金	2,315	2,146	2,144	2,142	2,228	2,024	1,813	1,702	1,546	1,423
うち公共施設整備基金	312	312	312	313	313	213	113	114	54	34
うち合併振興基金	1,056	1,043	1,040	1,037	1,123	1,019	907	794	698	595
うちふるさと支援基金	436	281	281	282	282	282	282	283	283	283
基金合計										



### IX 実質公債費比率及び将来負担比率の見通し

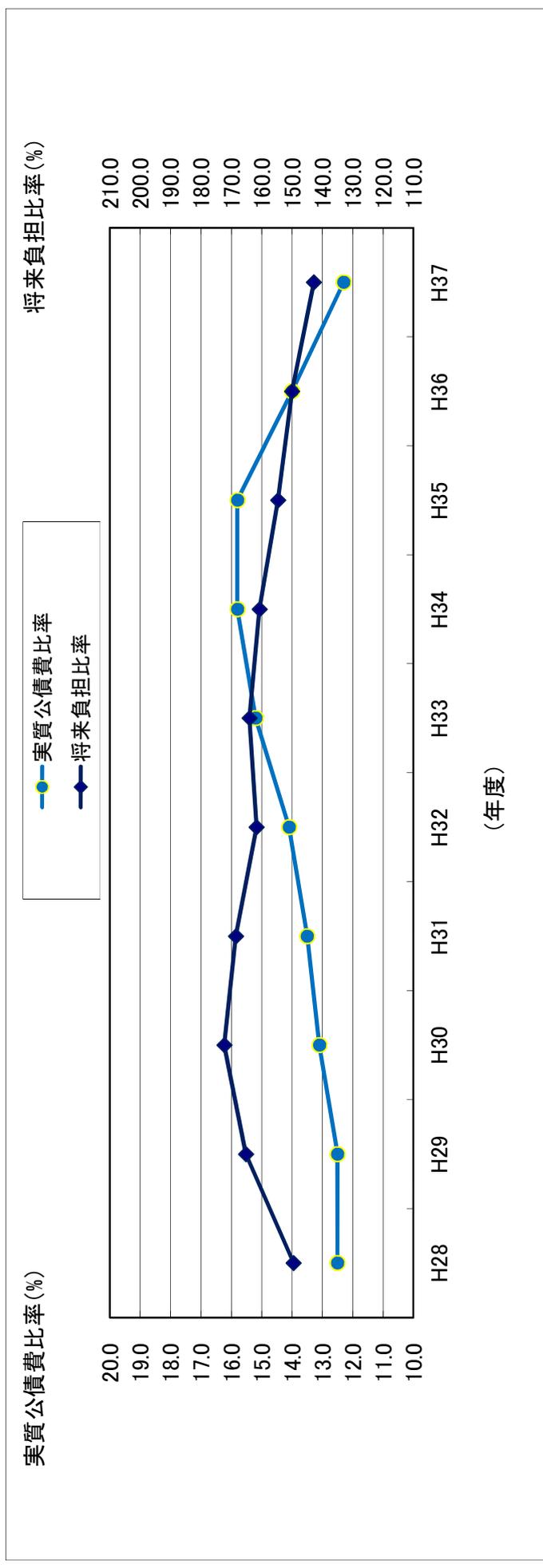
実質公債費比率は、合併特例債などの交付税算入率の高い起債を中心に借入れしてきたことから、平成 29 年度まで 12% 台で推移しますが、平成 31 年度の償還額のピーク以降、比率は悪化していくことが見込まれます。

将来負担比率は、基金残高の減少、都市計画税の休止、一部事務組合への負担金の増加、標準財政規模の減少などの影響により比率の悪化は避けられず、140%後半から 170%台前半で推移していくことが見込まれます。

いずれの比率も、推計最終年度では、建設事業の減の影響により減少傾向にあることから、今後も緊急性、必要性を十分に検討した事業実施に努めていく必要があると考えられます。

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度	H36 年度	H37 年度
実質公債費比率	12.5	12.5	13.1	13.5	14.1	15.2	15.8	15.8	14.0	12.3
将来負担比率	149.5	165.2	172.3	168.5	161.7	164.0	160.7	154.6	150.0	142.8

(%)



## X 財政用語の解説

### 一般会計

地方公共団体の会計の中心をなす会計で、行政運営の基本的な経費全般を計上する会計です。地方公共団体が行う事務事業の大部分を経理する会計で、行政運営の基本的な経費（議会費、総務費、民生費、教育費など）がここに計上されます。

本来、会計は単一で経理をするのが理想的ですが、行政活動は広範で多岐にわたるため、特定の目的については、必要に応じて特別会計を設置することで明確にしています。

### 市税(地方税)

市民の皆さんや市内に事務所などを持つ法人などに納めていただく税金です。

甲州市では、市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税、都市計画税が該当します。

### 地方譲与税及び各種交付金

国や都道府県が徴収した税を一定の基準により、市町村に配分するものです。

### 分担金及び負担金

市の行う事業により利益を受けるかたから、その受益を限度として徴収するものです。

保育園の保育料などが該当します。

### 使用料及び手数料

市の施設の利用や特定の事務により利益を受けるかたから、その受益に対する実費負担的なものとして徴収するものです。

体育館の使用料や、住民票の写しの交付手数料などが該当します。

### 地方交付税

国税のうち、所得税・法人税・酒税・消費税をそれぞれ一定割合の額で、地方公共団体が等しく事務が行えるよう一定の基準により国が交付するものです。普通交付税と特別交付税に区分されます。

## 普通交付税

地方交付税の主体をなすもので、その総額は地方交付税総額の94%に相当する額となります。

普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して交付されます。

基準財政需要額及び基準財政収入額とは、各地方公共団体の標準的な財政需要及び財政収入を合理的かつ妥当な水準で測定するために一定の方法によって算定した額です。

地方公共団体ごとの普通交付税の額は、原則として、基準財政需要額が基準財政収入額を超える額(財源不足額)が交付されます。

## 特別交付税

地方交付税の一部で、その総額は地方交付税総額の6%に相当する額。

特別交付税は、普通交付税における基準財政需要額の算定方法によれない特別な財政需要がある場合や災害等のため特別な財政需要の増加又は収入の減少がある場合など、特別の事情が考慮され交付されるものです。

## 市債(地方債)

地方公共団体が資金調達のために負担する債務のことであって、その返済が一会計年度を越えて行われるものをいいます。

地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもって賄うことが原則とされていますが、臨時的に多額の出費が余儀なくされる場合や、収益的な投資のように将来の住民にも経費を分担させ、あるいは将来の収益によって返済することがむしろ公平である場合等には、地方債を経費の財源とすることができます。

しかし、地方債の過度の発行は、後年度の住民に過重な負担を強いることにもなることから、発行には制限が設けられています。

## 臨時財政対策債

地方公共団体の一般財源不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てることのできる地方債で、地方交付税制度の基準財政需要額を基本に発行可能額が算定されます。

臨時財政対策債は、地方公共団体の借入の事実にかかわらず、その元利償還金相当額の全額を後年度の基準財政需要額に算入することとされています。

## 性質別分類

支出の経済的性質を基準として分類することで、予算・決算における「節」の区分が概ねの基準となります。

性質別分類は財政分析する上で必要欠かせない分類であり、この結果から財政運営の指針を見出すことができます。

- ◇人件費：議員・各種委員の報酬、職員等の給料、職員手当等、共済費 など
- ◇物件費：消費的性質の経費（賃金、旅費、交際費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費 など）
- ◇維持補修費：施設等の維持補修に要する経費
- ◇扶助費：生活保護費や医療費助成など個人に給付される経費や、保育所や障害者施設などの施設運営に要する経費
- ◇補助費等：報償費のうち報償金、役務費のうち保険料、負担金補助及び交付金、補償補填及び賠償金、寄附金、公課費 など
- ◇普通建設事業費：道路・橋りょう、建物の建築、土地等の購入等市の財産を形成するための経費
- ◇公債費：市債の元金・利子を償還するための経費
- ◇積立金：財政調整基金など各種基金に積み立てるための経費
- ◇貸付金：行政政策上の目的で民間等に必要な資金を貸し付ける経費
- ◇繰出金：一般会計と特別会計又は特別会計相互間において支出される経費

## 義務的経費

支出が義務付けられ任意に節減できない経費で、経常的経費のうち「人件費」「扶助費」「公債費」をいいます。

義務的経費はきわめて硬直性の高い経費で、これの占める比率が大きければ大きいほど、経常的経費の増大傾向が強くなり、財政構造の弾力性が失われていくこととなります。

## 投資的経費

支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費で、「普通建設事業費」「災害復旧事業費」「失業対策事業費」をいいます。

## 財政調整基金

年度間の財源の不均衡を調整するための積立金で、経済状況の変化による大幅な税収減や、災害発生等予期しない支出の増加などに備え蓄えておく資金です。

長期的視野に立った計画的な財政運営を行うためには、財源に余裕のある年度に積立を行っておく必要があります。

## 標準財政規模

地方公共団体が通常水準の行政サービスを提供する上で必要な一般財源の目安となる数値で、地方税や地方交付税など自由に使えるお金の大きさを表す財政指標です。

「普通交付税額＋標準税収入額＋臨時財政対策債発行可能額」で算出されます。

## 実質公債費比率

実質公債費比率は、財政健全化法の施行に先駆けて、平成 18 年度に地方債の発行が許可制度から同意制度へ移行されたことにより、17 年度決算から導入された財政指標です。

地方公共団体における実質的な公債費(地方債元利償還金、公営企業債に対する繰出金(準元利償還金)、債務負担行為実行額、一時借入金利子など)の負担が標準的な収入に対してどの程度あるのかを示す財政指標で、18.0%を超えると地方債の発行に知事の許可が必要になるほか、25.0%を超えると早期健全化団体、35.0%を超えると財政再生団体となり、国等の勧告を受け早期健全化または財政再生に取り組むこととなります。

## 将来負担比率

財政健全化法の施行により、平成 19 年度決算から導入された財政指標です。

地方公共団体が将来負担しなければならない実質的な負債の総額が、算定団体の標準的な収入に対してどの程度あるのかを示す財政指標になります。一般会計や特別会計などの地方債残高はもちろん、一部事務組合が発行した地方債残高、地方公社・第三セクターなどの借入金残高、職員の退職により支払われる退職手当の総額などの負債の総計から、充当可能基金残高などを控除したうえで算定されます。

実質公債費比率と異なり、財政再生基準はありませんが 350.0%を超えると早期健全化団体となり、国等の勧告を受け早期健全化に取り組むこととなります。